

費用 1人300円。
申込 往復はがきに参加者全員の上欄必要事項を記入し、11月25日(金)(必着)までに母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター内/1階)へ送付。
 (抽選)

☎(631) 3270
【詳細】 母子寡婦福祉センター



△**家屋の实地調査にご協力を**
 今年、家屋(車庫・物置を含む)を新築・増築・改築した方を対象に、家屋の实地調査を行っています。この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのもので、間取りや使用資材を見せていただきます。
 また、新築住宅に関しては、税額が減額される場合があるので、新築予定の方は事前にご相談ください。

【詳細】 区役所(1階)の課税課
△夜間・休日納税窓口を開設
 すべての区役所で、夜間・休日納税相談窓口を開設します。平日の日中に来庁できない方はぜひご利用ください。この日以外にも区役所によっては夜間・休日相談を行っている場合があります。区役所の納税課にお問い合わせください。
開設日時 11月28日(月)～12月2日(金)午後8時まで。12月3日(土)、4日(日)午前9時～午後4時。

【詳細】 区役所(1階)の納税課
△市税の納付は安心・便利な口座振替(自動払込)で
 市・道民税(普通徴収分)と固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税は、口座振替
△65歳以上の方の住民税・所得税の改正
 左記の税制改正により、来年度から65歳以上の方の住民税・所得税の納税額が増額となります(下表)。
 公的年金から所得税を源泉徴収されている場合は、所得税の確定申告が必要です。
■公的年金等控除額の引き下げ
 控除額の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられます(住民税18年度、所得税17年分以降適用)。
■老年者控除の廃止
 住民税48万円、所得税50万円の老年者控除が廃止されます(住民税18年度、所

替で納付できます。現在、第4期分、または来年度分から新たに口座振替される方の申し込みを受け付けています。納税通知書に同封のはがき式申込書を送付する

【詳細】 区役所(1階)の納税課

か、納税通知書、預貯金通帳、届け出印を持参して、口座のある金融機関、郵便局か区役所の納税課へお申し込みください。

【詳細】 区役所(1階)の納税課

得割の税額の3分の2、19年度分は3分の1を減額、20年度分から非課税を廃止します(住民税のみ)。
■定率控除の縮減
 住民税が15%(上限4万円)から7・5%(上限2万円)に、所得税が20%(上限25万円)から10%(上限12・5万円)に縮減されます(すべての納税者に適用。住民税18年度、所得税18年分以降適用)。
※詳しくは区役所の課税課、まちづくりセンターで配布中のリーフレットをご覧ください。
【詳細】 区役所(1階)の課税課

18年度分は均等割および所

■負担額の目安 (単位は円)

公的年金収入	平成17年度(平成16年分)		平成18年度(平成17年分)		差額	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
2,450,000	0	0	8,400	29,400	8,400	29,400
2,750,000	5,800	0	38,500	51,700	32,700	51,700
3,000,000	13,300	8,000	49,300	70,400	36,000	62,400

※公的年金収入245万円での負担額は、平成17年1月1日現在65歳以上の場合です。

広告欄